

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定した。

平成30年4月13日

北海道知事 高橋はるみ

- 1 研修及び講習の名称 クリーニング師研修及び業務従事者講習
- 2 主催者 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 3 研修及び講習の種類
  - (1) 第1型・・・クリーニング師又は業務従事者が出席して受講するもの
  - (2) 第2型・・・通信制で行うもの
- 4 研修等の開催月日、会場名、受付期間等
  - (1) 第1型研修等の開催月日及び会場名
    - ア 7月22日（日） 苫小牧市民会館
    - イ 8月26日（日） 函館市勤労者総合福祉センター
    - ウ 10月14日（日） とかちプラザ
    - エ 11月18日（日） 札幌市産業振興センター
  - (2) 第2型研修等の受付期間等
    - ア 第1回
      - (ア) 受付開始年月日 平成30年8月27日
      - (イ) 受付締切年月日 平成30年9月11日
      - (ウ) レポート提出締切年月日 平成30年10月31日
    - イ 第2回
      - (ア) 受付開始年月日 平成30年11月19日
      - (イ) 受付締切年月日 平成30年12月11日
      - (ウ) レポート提出締切年月日 平成31年1月31日
- 5 受講料
  - (1) クリーニング師の研修 1人 5,000円
  - (2) 業務従事者の講習 1人 4,500円
- 6 申込先 公益財団法人北海道生活衛生営業指導センター  
(札幌市中央区大通西16丁目2番地)